

修正案		現行	
第1章 海上事故災害対策 第3節 応急対策計画		第1章 海上事故災害対策 第3節 応急対策計画	
【別表】		【別表】	
1 配備基準		1 配備基準	
(情報収集体制・災害警戒体制)		海上事故	海上事故
	設置する本部	海上事故応急対策本部（本部長：防災危機管理部長） ※本部長が必要と認めたとき設置	設置する本部 海上事故応急対策本部（本部長：防災危機管理部長） ※本部長が必要と認めたとき設置
	配備基準	海上事故により被害が発生又は発生が予想される場合で、知事が必要と認めたとき。	配備基準 海上事故により災害が発生又は発生が予想される場合で、知事が必要と認めたとき。
	配備を要する課等	本庁 危機管理課 防災政策課 消防課 産業保安課 健康福祉政策課 医療整備課 薬務課 水産課 漁港課 港湾課 病院局経営管理課 出先機関（関係各部局等において必要と認めたとき）※4 地域振興事務所 健康福祉センター（保健所） 水産事務所 漁港事務所 港湾事務所 その他、必要に応じて部局内等で増強する。	(第1・第2配備) 配備を要する課等 本庁 危機管理課 防災政策課 消防課 産業保安課 健康福祉政策課 医療整備課 薬務課 水産課 漁港課 港湾課 病院局経営管理課 出先機関（関係各部局等において必要と認めるとき） 地域振興事務所地域振興課 健康福祉センター（保健所） 水産事務所 漁港事務所 港湾事務所 その他 必要に応じて部局内等で増強する

修正案		現行	
(災害対策本部第1(第3配備))	設置する本部	災害対策本部 (本部長：知事)	災害対策本部 (本部長：知事)
	配備基準	海上事故により重大な被害が発生した場合で、本部長が必要と認めたとき。	海上事故により重大な災害が発生した場合で、本部長が必要と認めたとき。
	配備を要する課等	本 庁 <u>災害警戒体制</u> に加えて 秘書課 総務課 政策企画課 報道広報課 健康づくり支援課 疾病対策課 衛生指導課 環境政策課 経済政策課 農林水産政策課 漁業資源課 県土整備政策課 出納局 水道局水道部計画課 <u>企業土地管理局経営管理課</u> 教育庁教育振興部学校安全保健課 出先機関 <u>災害警戒体制と同じ。必要に応じて関係機関で増強する。</u>	本 庁 <u>第2配備</u> に加えて 秘書課 総務課 政策企画課 報道広報課 健康づくり支援課 疾病対策課 衛生指導課 環境政策課 経済政策課 農林水産政策課 漁業資源課 県土整備政策課 出納局 水道局計画課 <u>企業庁企業総務課</u> 教育庁教育振興部学校安全保健課 出先機関 <u>第2配備と同じ 必要に応じて関係機関で増強する</u>
※配備の特例措置 1 知事(防災危機管理部長)は、状況に応じて「配備を要する課等」以外の課等の配備を指示するものとする。 2 知事(防災危機管理部長)は、状況に応じて「配備を要する課等」であっても当該課等の配備の内容を変更し、又は解くことができる。 <u>3 配備体制を強化する必要があると知事が認めたときは、より上位の配備体制を指示することができる。</u> <u>4 出先機関においては、管轄する市町村が基準に達した場合に配備につく。</u>		※配備の特例措置 1 知事(防災危機管理部長)は、状況に応じて「配備を要する課等」以外の課等の配備を指示するものとする。 2 知事(防災危機管理部長)は、状況に応じて「配備を要する課等」であっても当該課等の配備の内容を変更し、又は解くことができる。 (新設)	
※議会事務局には連絡のみ行う。		※議会事務局には連絡のみ行う。	

修正案	現行								
第2章 航空機事故災害対策 第3節 応急対策計画	第2章 航空機事故災害対策 第3節 応急対策計画								
<p>3 応急対策</p> <p>(3) 救出救護活動</p> <p>ア 成田国際空港区域内で災害が発生した場合</p> <p>(イ) 協力機関</p> <p>日本赤十字社千葉県支部、千葉県医師会、千葉県歯科医師会、千葉県薬剤師会、千葉県看護協会、<u>千葉県柔道整復師会</u>、国立病院機構、災害拠点病院、地元医師会、地元歯科医師会、地元薬剤師会、公立病院、成田国際空港周辺の市町村消防機関</p> <p>イ 成田国際空港区域の周辺で災害が発生した場合</p> <p>(イ) 協力機関</p> <p>日本赤十字社千葉県支部、千葉県医師会、千葉県歯科医師会、千葉県薬剤師会、千葉県看護協会、<u>千葉県柔道整復師会</u>、国立病院機構、災害拠点病院、地元医師会、地元歯科医師会、地元薬剤師会、公立病院、被災地の近隣市町村消防機関、成田国際空港(株)</p>	<p>3 応急対策</p> <p>(3) 救出救護活動</p> <p>ア 成田国際空港区域内で災害が発生した場合</p> <p>(イ) 協力機関</p> <p>日本赤十字社千葉県支部、千葉県医師会、千葉県歯科医師会、千葉県薬剤師会、千葉県看護協会、<u>千葉県接骨師会</u>、国立病院機構、災害拠点病院、地元医師会、地元歯科医師会、地元薬剤師会、公立病院、成田国際空港周辺の市町村消防機関</p> <p>イ 成田国際空港区域の周辺で災害が発生した場合</p> <p>(イ) 協力機関</p> <p>日本赤十字社千葉県支部、千葉県医師会、千葉県歯科医師会、千葉県薬剤師会、千葉県看護協会、<u>千葉県接骨師会</u>、国立病院機構、災害拠点病院、地元医師会、地元歯科医師会、地元薬剤師会、公立病院、被災地の近隣市町村消防機関、成田国際空港(株)</p>								
<p>4 応援体制</p> <p>【別表1】 防災関係機関</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><td>機関名等</td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td>東京電力<u>パワーグリッド</u> (株) <u>千葉総支社</u></td></tr> <tr><td><u>ソフトバンク</u> (株)</td></tr> </table>	機関名等		東京電力 <u>パワーグリッド</u> (株) <u>千葉総支社</u>	<u>ソフトバンク</u> (株)	<p>4 応援体制</p> <p>【別表1】 防災関係機関</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><td>機関名等</td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td>東京電力 (株) <u>千葉支店</u></td></tr> <tr><td><u>ソフトバンクテレコム</u> (株)、<u>ソフトバンクモバイル</u> (株)</td></tr> </table>	機関名等		東京電力 (株) <u>千葉支店</u>	<u>ソフトバンクテレコム</u> (株)、 <u>ソフトバンクモバイル</u> (株)
機関名等									
東京電力 <u>パワーグリッド</u> (株) <u>千葉総支社</u>									
<u>ソフトバンク</u> (株)									
機関名等									
東京電力 (株) <u>千葉支店</u>									
<u>ソフトバンクテレコム</u> (株)、 <u>ソフトバンクモバイル</u> (株)									
<p>【別表2】</p> <p>1 配備基準</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 80%; text-align: center;">航空機事故</td> </tr> </table>			航空機事故	<p>【別表2】</p> <p>1 配備基準</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 80%; text-align: center;">航空機事故</td> </tr> </table>			航空機事故		
		航空機事故							
		航空機事故							

修正案			現行		
(情報収集体制・災害警戒体制)	設置する本部	航空機事故応急対策本部(本部長:防災危機管理部長) 本部長が必要と認めたとき設置	設置する本部	航空機事故応急対策本部(本部長:防災危機管理部長) 本部長が必要と認めたとき設置	
	配備基準	航空機事故により被害が発生又は発生が予想される場合で、知事が必要と認めたとき。	配備基準	航空機事故により災害が発生又は発生が予想される場合で、知事が必要と認めたとき。	
	配備を要する課等	本 庁 危機管理課 防災政策課 消防課 産業保安課 空港地域振興課 健康福祉政策課 医療整備課 薬務課 病院局経営管理課 出先機関(関係各部局等において必要と認めたとき)※4 地域振興事務所 健康福祉センター(保健所) その他、必要に応じて部局内等で増強する。	(第1・第2配備)	配備を要する課等	本 庁 危機管理課 防災政策課 消防課 産業保安課 空港地域振興課 健康福祉政策課 医療整備課 薬務課 病院局経営管理課 出先機関(関係各部局等において必要と認めるとき) 地域振興事務所地域振興課 健康福祉センター(保健所) その他 必要に応じて部局内等で増強する
設置する本部	災害対策本部(本部長:知事)	設置する本部		災害対策本部(本部長:知事)	
配備基準	航空機事故により重大な被害が発生した場合で、本部長が必要と認めたとき。	配備基準		航空機事故により重大な災害が発生した場合で、本部長が必要と認めたとき。	
(災害対策本部第1〜第3配備)	配備を要する課等	本 庁 災害警戒体制に加えて 秘書課 総務課 政策企画課 報道広報課 健康づくり支援課 疾病対策課 衛生指導課 環境政策課 経済政策課 農林水産政策課 県土整備政策課 出納局 水道局水道部計画課 企業土地管理局経営管理課 教育庁教育振興部学校安全保健課 出先機関 災害警戒体制と同じ。必要に応じて関係機関で増強する。	(本部第1〜本部第3配備)	配備を要する課等	本 庁 第2配備に加えて 秘書課 総務課 政策企画課 報道広報課 健康づくり支援課 疾病対策課 衛生指導課 環境政策課 経済政策課 農林水産政策課 県土整備政策課 出納局 水道局計画課 企業庁企業総務課 教育庁教育振興部学校安全保健課 出先機関 第2配備と同じ 必要に応じて関係機関で増強する

修正案						現行					
※配備の特例措置 1 知事（防災危機管理部長）は、状況に応じて「配備を要する課等」以外の課等の配備を指示するものとする。 2 知事（防災危機管理部長）は、状況に応じて「配備を要する課等」であっても当該課等の配備の内容を変更し、又は解くことができる。 3 <u>配備体制を強化する必要があると知事が認めたときは、より上位の配備体制を指示することができる。</u> 4 <u>出先機関においては、管轄する市町村が基準に達した場合に配備につく。</u>						※配備の特例措置 1 知事（防災危機管理部長）は、状況に応じて「配備を要する課等」以外の課等の配備を指示するものとする。 2 知事（防災危機管理部長）は、状況に応じて「配備を要する課等」であっても当該課等の配備の内容を変更し、又は解くことができる。 （新設）					
※議会事務局には連絡のみ行う。						※議会事務局には連絡のみ行う。					
第3章 鉄道事故災害対策 第3節 応急対策計画						第3章 鉄道事故災害対策 第3節 応急対策計画					
2 情報収集・伝達体制						2 情報収集・伝達体制					
鉄軌道事業者	防災担当課	NTT電話	鉄軌道事業者	防災担当課	NTT電話	鉄軌道事業者	防災担当課	NTT電話	鉄軌道事業者	防災担当課	NTT電話
千葉都市モノレール(株)	運転課	043-287-8210	首都圏新都市鉄道(株)	<u>安全企画課</u>	<u>03-5298-5752</u>	千葉都市モノレール(株)	運転課	043-287-8210	首都圏新都市鉄道(株)	<u>管理課</u>	<u>03-3839-7352</u>
8 各事業者による応急・復旧対策						8 各事業者による応急・復旧対策					
事業者	概要					事業者	概要				
京葉臨海鉄道(株)	[応急・復旧対策] 列車の運転中に事故災害が発生した場合は、関係乗務員は、冷静に状況を判断し、「 <u>運転事故復旧応急処置手続</u> 」に定めるところにより、事故災害の概況について、千葉貨物駅指令長に報告する。また、報告を受けた指令長は、災害情報の伝達等の適切な処置を講ずるものとする。					京葉臨海鉄道(株)	[応急・復旧対策] 列車の運転中に事故災害が発生した場合は、関係乗務員は、冷静に状況を判断し、「 <u>運転事故応急復旧処理手続</u> 」に定めるところにより、事故災害の概況について、千葉貨物駅指令長に報告する。また、報告を受けた指令長は、災害情報の伝達等の適切な処置を講ずるものとする。				

修正案		現行	
芝山鉄道(株)	<p>[応急・復旧対策] (3) 救援活動</p> <p>事故発生時には、駅長が救援活動及び避難誘導に当たるとともに、事故・災害対策規則に基づき、対策本部に<u>救護要員</u>を編成し救護活動にあたる。</p>	芝山鉄道(株)	<p>[応急・復旧対策] (3) 救援活動</p> <p>事故発生時には、駅長が救援活動及び避難誘導に当たるとともに、事故・災害対策規則に基づき、対策本部に<u>救護班</u>を編成し救護活動にあたる。</p>

【別表】

1 配備基準

		鉄道事故
(災害情報収集体制・災害警戒体制)	設置する本部	鉄道事故応急対策本部（本部長：防災危機管理部長） ※本部長が必要と認めたとき設置
	配備基準	鉄道事故により被害が発生又は発生が予想される場合で、知事が必要と認めたとき。
	配備を要する課等	本庁 危機管理課 防災政策課 消防課 産業保安課 交通計画課 健康福祉政策課 医療整備課 薬務課 病院局経営管理課
		出先機関（関係各部署等において必要と認めたとき）※4 地域振興事務所 健康福祉センター（保健所） その他、必要に応じて部局内等で増強する。

【別表】

1 配備基準

		鉄道事故
(第1・第2配備)	設置する本部	鉄道事故応急対策本部（本部長：防災危機管理部長） ※本部長が必要と認めたとき設置
	配備基準	鉄道事故により <u>災害が発生した場合</u> で、知事が必要と認めたとき。
	配備を要する課等	本庁 危機管理課 防災政策課 消防課 産業保安課 交通計画課 健康福祉政策課 医療整備課 薬務課 病院局経営管理課
		出先機関（関係各部署等において必要と認めるとき） 地域振興事務所 <u>地域振興課</u> 健康福祉センター（保健所） その他 必要に応じて部局内等で増強する

修正案		現行	
(災害対策本部第1〜第3配備)	設置する本部	災害対策本部（本部長：知事）	災害対策本部（本部長：知事）
	配備基準	鉄道事故により重大な被害が発生した場合で、本部長が必要と認めたとき。	鉄道事故により重大な災害が発生した場合で、本部長が必要と認めたとき。
	配備を要する課等	<p>本庁 災害警戒体制に加えて 秘書課 総務課 政策企画課 報道広報課 健康づくり支援課 疾病対策課 衛生指導課 環境政策課 経済政策課 農林水産政策課 県土整備政策課 出納局 水道局水道部計画課 企業土地管理局経営管理課 教育庁教育振興部学校安全保健課</p> <p>出先機関 災害警戒体制と同じ。必要に応じて関係機関で増強する。</p>	<p>本庁 第2配備に加えて 秘書課 総務課 政策企画課 報道広報課 健康づくり支援課 疾病対策課 衛生指導課 環境政策課 経済政策課 農林水産政策課 県土整備政策課 出納局 水道局計画課 企業庁企業総務課 教育庁教育振興部学校安全保健課</p> <p>出先機関 第2配備と同じ 必要に応じて関係機関で増強する</p>
<p>※配備の特例措置</p> <p>1 知事（防災危機管理部長）は、状況に応じて「配備を要する課等」以外の課等の配備を指示するものとする。</p> <p>2 知事（防災危機管理部長）は、状況に応じて「配備を要する課等」であっても当該課等の配備の内容を変更し、又は解くことができる。</p> <p>3 <u>配備体制を強化する必要があると知事が認めたときは、より上位の配備体制を指示することができる。</u></p> <p>4 <u>出先機関においては、管轄する市町村が基準に達した場合に配備につく。</u></p>		<p>※配備の特例措置</p> <p>1 知事（防災危機管理部長）は、状況に応じて「配備を要する課等」以外の課等の配備を指示するものとする。</p> <p>2 知事（防災危機管理部長）は、状況に応じて「配備を要する課等」であっても当該課等の配備の内容を変更し、又は解くことができる。 （新設）</p>	
※議会事務局には連絡のみ行う。		※議会事務局には連絡のみ行う。	
<h3>第4章 道路事故災害対策</h3> <h4>第3節 応急対策計画</h4>		<h3>第4章 道路事故災害対策</h3> <h4>第3節 応急対策計画</h4>	
【別表】		【別表】	
1 配備基準		1 配備基準	
	道路事故		道路事故

修正案			現行		
(情報収集体制・災害警戒体制)	設置する本部	道路事故応急対策本部(本部長:防災危機管理部長) ※本部長が必要と認めたとき設置	設置する本部	道路事故応急対策本部(本部長:防災危機管理部長) ※本部長が必要と認めたとき設置	
	配備基準	道路事故により被害が発生又は発生が予想される場合で、知事が必要と認めたとき。	配備基準	道路事故により災害が発生又は発生が予想される場合で、知事が必要と認めたとき。	
	配備を要する課等	本庁 危機管理課 防災政策課 消防課 産業保安課 健康福祉政策課 医療整備課 薬務課 道路環境課 病院局経営管理課 出先機関(関係各部局等において必要と認めたとき)※4 地域振興事務所 健康福祉センター(保健所) 土木事務所 その他、必要に応じて部局内等で増強する。	第1・第2配備	本庁 危機管理課 防災政策課 消防課 産業保安課 健康福祉政策課 医療整備課 薬務課 道路環境課 病院局経営管理課 出先機関(関係各部局等において必要と認めるとき) 地域振興事務所地域振興課 健康福祉センター(保健所) 土木事務所 その他 必要に応じて部局内等で増強する	
(災害対策本部本部第1～第3配備)	設置する本部	災害対策本部(本部長:知事)	設置する本部	災害対策本部(本部長:知事)	
	配備基準	道路事故により重大な被害が発生した場合で、本部長が必要と認めたとき。	配備基準	道路事故により重大な災害が発生した場合で、本部長が必要と認めたとき。	
	配備を要する課等	本庁 災害警戒体制に加えて 秘書課 総務課 政策企画課 報道広報課 健康づくり支援課 疾病対策課 衛生指導課 環境政策課 経済政策課 農林水産政策課 県土整備政策課 出納局 水道局水道部計画課 企業土地管理局経営管理課 教育庁教育振興部学校安全保健課 出先機関 災害警戒体制と同じ。必要に応じて関係機関で増強する。	本部第1～本部第3配備	本庁 第2配備に加えて 秘書課 総務課 政策企画課 報道広報課 健康づくり支援課 疾病対策課 衛生指導課 環境政策課 経済政策課 農林水産政策課 県土整備政策課 出納局 水道局計画課 企業庁企業総務課 教育庁教育振興部学校安全保健課 出先機関 第2配備と同じ 必要に応じて関係機関で増強する	

修正案	現行
<p>※配備の特例措置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 知事（防災危機管理部長）は、状況に応じて「配備を要する課等」以外の課等の配備を指示するものとする。 2 知事（防災危機管理部長）は、状況に応じて「配備を要する課等」であっても当該課等の配備の内容を変更し、又は解くことができる。 3 <u>配備体制を強化する必要があると知事が認めたときは、より上位の配備体制を指示することができる。</u> 4 <u>出先機関においては、管轄する市町村が基準に達した場合に配備につく。</u> <p>※議会事務局には連絡のみ行う。</p>	<p>※配備の特例措置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 知事（防災危機管理部長）は、状況に応じて「配備を要する課等」以外の課等の配備を指示するものとする。 2 知事（防災危機管理部長）は、状況に応じて「配備を要する課等」であっても当該課等の配備の内容を変更し、又は解くことができる。 (新設) <p>※議会事務局には連絡のみ行う。</p>